

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
(走谷保育所)

平成29年9月29日開催 資料一覧

- 1 枚方市立走谷保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について（諮問）（写）
- 2 次 第
- 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表
- 4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿
- 5 枚方市附属機関条例（枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会）
- 6 公立保育所の民営化について～走谷保育所の民営化～
- 7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）
- 8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）
（関係書類一式）
- 9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）
- 10 選考審査の手順について（案）
- 11 今後のスケジュール（案）
- 12 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準
- 13 枚方市情報公開条例

子事第 361 号

平成 29 年 9 月 29 日

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
会長様

枚方市長 伏見



枚方市立走谷保育所の民営化に係る
社会福祉法人の選定について（諮問）

枚方市附属機関条例（平成 24 年枚方市条例第 35 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月に民営化方針が決定している枚方市立走谷保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問します。

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
(走谷保育所)

日時：平成 29 年 9 月 29 日 (金)

18 時 00 分～

場所：枚方市市民会館 3 階 第 4 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選出
- 6 副会長指名
- 7 会議運営事項の確認
 - ① 会議の公開・非公開について
 - ② 会議録について
- 8 案 件
 - ① 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項 (案) について
 - ② 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準 (案) と選考方法について
- 9 閉 会
- 10 事務連絡等

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表
(走谷保育所)

(平成29年9月29日開催)

富岡委員	会長席	石田委員
高橋委員		浅野委員
今村委員		谷委員
滝本委員		

(事 務 局)

西本課長	式田部長	長沢副市長	杉浦室長	笠井代理
------	------	-------	------	------

中島所長	池田代理	林課長	菊地課長	多田代理
------	------	-----	------	------

--

入
口

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿
(走谷保育所)

資料4

構成人数：7人

委員	構成	氏名	職名等
1号	学識経験を有する者	富岡 量秀	大谷大学教授
		石田 慎二	帝塚山大学准教授
2号	社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者	高橋 龍三	税理士
3号	民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者	今村 亮	枚方市立走谷保育所保護者代表
		滝本 恵	枚方市立走谷保育所保護者代表
4号	枚方市民生委員児童委員を代表する者	浅野 千都子	枚方市民生委員児童委員協議会 蹉跎東校区委員長
5号	市民団体を代表する者	谷 勲	枚方市コミュニティ連絡協議会副会長

(敬称略)

○枚方市附属機関条例

平成24年9月13日

条例第35号

(設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市住居表示改正審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 枚方市住居表示改正審議会設置条例（昭和39年枚方市条例第25号）

(2) 枚方市特別職報酬等審議会条例（昭和39年枚方市条例第51号）

(3) 枚方市風俗営業等審査会設置条例（昭和49年枚方市条例第2号）

(4) 枚方市総合計画審議会条例（昭和58年枚方市条例第20号）

(5) 枚方市保健福祉審議会条例（平成4年枚方市条例第30号）

(6) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年枚方市条例第25号）

(7) 枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年枚方市条例第26号）

(8) 枚方市学校規模等適正化審議会条例（平成10年枚方市条例第13号）

(9) 枚方市生涯学習推進審議会条例（平成18年枚方市条例第1号）

(10) 枚方市退職手当審査会条例（平成22年枚方市条例第1号）

(11) 枚方市新行政改革大綱策定審議会条例（平成24年枚方市条例第33号）

(12) （仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会条例（平成24年枚方市条例第34号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の条例（枚方市総合計画審議会条例を除く。）の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成24年12月10日条例第53号〕

この条例中別表1の表に枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会の項を加える改正規定は公布の日から、同表に枚方市社会福祉法人設立認可審査会の項を加える改正規定は平成25年1月1日から施行する。

附 則〔平成25年2月28日条例第1号抄〕

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月12日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第41号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第61号〕

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成26年3月11日条例第4号〕

この条例中別表1の表文化芸術の振興に関する条例策定審議会の項及び（仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会の項を削る改正規定は公布の日から、同表枚方市予防接種健康被害調査会の項の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月20日条例第19号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年6月13日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第51号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第55号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年3月9日条例第1号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年6月16日条例第23号抄〕

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則〔平成27年11月2日条例第37号〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成27年12月14日条例第45号〕

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日〔平成28年4月1日〕から施行する。

附 則〔平成28年9月13日条例第34号〕

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
輝きプラザきらら及び中央図書館ESCO事業者選定審査会	輝きプラザきらら及び中央図書館の施設のESCO事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 会計及び企業経営に関する専門的知識を有する者 (3) 法律に関する専門的知識を有する者 (4) 公共施設の改修の手法に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
枚方市NPO活動応援基金支援審査会	枚方市NPO活動応援基金により本市が行う特定非営利活動の支援に係る対象団体の登録、補助金の交付の適否等に関する審査	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市介護保険施設等整備審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 本市の介護保険施設等の整備計画に基づく事業者の選定に関する事項 (2) 前号に掲げる事項のほか、本市における介護保険施設等の整備に関し市長が必要と認める事項	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市感染症発生動向調査委員会	感染症の発生の状況、動向及び原因に係る情報の提供及び分析に関する調査審議	6人以内	学識経験を有する者	
枚方市技能勤労者表彰審査会	本市が表彰する技能勤労者（永く同一の職業に従事し、優れた技能をもって市民生活の向上に貢献した者をいう。）の選考に関する審査	6人以内	(1) 関係団体を代表する者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市健康増進計画審議会	枚方市健康増進計画の策定及び推進に関する調査審議	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健又は医療に関する専門的知識を有する者 (3) 市民団体又は関係団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員	
枚方市住居表示改正審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 町名の選定に関する事項 (2) 町の区画の決定に関する事項 (3) 町の区画及び他の区画との総合調整に関する事項 (4) 町名の整理に伴い必要な事項	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 商工業団体を代表する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市生涯学習推進審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 生涯学習施策の総合的な推進に関する事項 (2) 生涯学習施設の機能及び運営に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、生涯学習の振興に関する事項	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 公募による市民 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市障害者	(1) 障害者施設等の整備に係る補助	7人	(1) 学識経験を有する者	

施設等整備審査会	金の交付の対象となる事業者の選定等に関する審査 (2) 障害者施設等の整備に関し市長が必要と認める事項に関する調査審議	以内	(2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
枚方市障害のある児童に係る留守家庭児童会室運営事業者選定審査会	障害のある第5学年及び第6学年の児童が入室する留守家庭児童会室を運営する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者 (4) 留守家庭児童会室に入室している児童の保護者を代表する者 (5) 枚方市民生委員児童委員を代表する者	答申の日まで
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）及び枚方市特定個人情報保護条例（平成27年枚方市条例第23号）の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第10条第1項、枚方市個人情報保護条例第22条第1項及び枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項の決定についての審査請求に関する審査	5人以内	学識経験を有する者	
枚方市食育推進計画審議会	枚方市食育推進計画の策定及び進捗状況の評価に関する調査審議	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市新産業創出支援事業選定審査会	新産業創出支援事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市総合交通計画協議会	枚方市総合交通計画の策定及び改定に関する調査審議	24人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民	3年
枚方市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持についての重要事項に関する調査審議	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市退職手当審査会	枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の規定によりその権限に属させられた事項	5人以内	(1) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をするこ	答申の日まで

	に関する審査		とができる者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会	地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業又は閉園する幼稚園を活用した保育所分園を運営する法人の選定に関する審査	1案件につき5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (4) 市民団体を代表する者	答申の日まで
枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会	地域産業基盤強化奨励事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 労働又は雇用に関する専門的知識を有する者 (3) 企業経営に関する専門的知識を有する者 (4) 関係団体を代表する者	
枚方市地域づくりデザイン事業選定審査会	地域づくりデザイン事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域包括支援センター運営等審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 地域包括支援センターの設置及び運営・評価に関する事項 (2) 介護サービスと連携して実施する事業の運営事業者の選定その他地域における介護保険以外のサービスとの連携に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、地域包括支援センターの運営及び地域包括ケアに関し市長が必要と認める事項	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域密着型サービス等運営審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 地域密着型サービス等を行う事業者の指定及び指定基準に関する事項 (2) 地域密着型サービス費等の額の設定に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、地域密着型サービス等に関し市長が必要と認める事項	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市特別職報酬等審議会	議員報酬の額、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料及び退職手当の額並びに政務活動費の額に関する調査審議	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市内の公共的団体等を代表する者 (3) 公募による市民	
枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会	花と緑のまちづくり事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 建築に関する専門的知識を有する者 (3) 土木に関する専門的知識を有する者 (4) 環境保全活動を行う団体を	

			代表する者	
枚方市風俗営業等審査会	次に掲げる事項に関する審査 (1) 枚方市住み良い環境に関する条例(昭和49年枚方市条例第1号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 枚方市一般旅館及びラブホテルの建築規制に関する条例(昭和57年枚方市条例第8号)の規定によりその権限に属させられた事項 (3) 枚方市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例(昭和59年枚方市条例第39号)の規定によりその権限に属させられた事項 (4) 前3号に係る規制措置に関する重要事項	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市包括外部監査人選定審査会	包括外部監査人の候補者の選定に関する審査	5人以内	会計分野、行政分野、法律分野その他市長が適当と認める分野の知識経験を有する者	3年以内
枚方市緑の基本計画審議会	緑の基本計画の改定に関する調査審議	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 自然環境の保全に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者 (4) 健康及び福祉に関する専門的知識を有する者 (5) 商工業団体を代表する者 (6) 市民団体を代表する者 (7) 市民	答申の日まで
枚方市予防接種健康被害調査会	予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条及び第6条に規定する予防接種による健康被害の発生の際の医学的見地からの調査	6人以内	(1) 大阪府から推薦を受けた医師 (2) 枚方市医師会から推薦を受けた医師 (3) 枚方市保健所長	
枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会	民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査	1案件につき7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者 (3) 民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者 (4) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (5) 市民団体を代表する者	答申の日まで
枚方市老人ホーム入所判定審査会	老人ホームへの入所及び入所の継続の可否に関する審査	8人以内	(1) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	

2 教育委員会の附属機関

名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市学校いじめ対策審議会	(1) 枚方市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策を実効的に行うための調査審議 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者	
枚方市学校規模等適正化審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 市立の小学校及び中学校（以下「小学校等」という。）の規模の適正化に関する事項 (2) 小学校等の配置の適正化に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項に関し教育委員会が必要と認める事項	18人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市教育振興基本計画策定審議会	枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日まで

公立保育所の民営化について
～ 走谷保育所の民営化 ～

平成29年2月
枚方市

1. これまでの民営化の取り組み

本市における公立保育所の民営化の取り組みについては、定員増による待機児童解消や、民営化により削減した経費をさまざまな子育て支援策の充実につなげることを目的に、平成16年度の宇山保育所をはじめ、蹠陀保育所、小倉保育所、宮之阪保育所、中宮保育所、北牧野保育所の計6か所の民営化を進めてきました。

各保育所の民営化の実施時期や定員増の取り組み等は、下表のとおりであり、運営経費の差額（平成27年度実績ベース）を基に算出した保育所1か所（定員90人）の民営化による効果額は、単年度で約8,460万円となっています。

また、民営化により削減した経費は、私立保育所（園）の増改築や閉園幼稚園の有効活用等による待機児童対策のほか、地域子育て支援拠点の拡大、公立保育所の環境改善など、さまざまな保育サービスの充実につなげてきました。

【公立保育所の民営化の経過】

保育所名	民営化実施時期	定員増の取り組み
宇山保育所	平成16年4月	30人の定員増（90人から120人）
蹠陀保育所	平成24年4月	30人の定員増（60人から90人）
小倉保育所	平成25年4月	30人の定員増（90人から120人）
宮之阪保育所	平成26年4月	30人の定員増（90人から120人）
中宮保育所	平成27年4月	30人の定員増（90人から120人）
北牧野保育所	平成27年4月	30人の定員増（90人から120人）

2. 今後の民営化の進め方

急速な少子化の進行や核家族化の進展など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中で、本市においては、安心して子育てできる環境づくりを重点施策として位置付けており、今後も引き続き、多様化する子育てニーズに対応した支援策の充実が求められています。また、保育需要については、国においてピークが平成 29 年度とされているものの、依然として増加傾向にある状況です。

このような状況において、本市では、今後、財源確保を図りながら実現に向けて取り組むべき多子世帯の保育料の軽減などのさまざまな保育サービスの充実を図るため、引き続き、公立保育所の民営化等により、効率的・効果的な行政運営を進めていくことが求められています。また、保育の供給体制の整備にあたっては、通年での待機児童の解消をめざし、保育需要の動向を見極めながら、公立保育所の民営化にあわせた定員増に取り組んでいく必要があります。

平成 23 年 12 月に策定した「公立保育所民営化計画（中期計画）」においては、現在の 12 か所の公立保育所のうち、地域子育て支援拠点と位置付けている 7 か所を除き、5 か所の公立保育所（走谷保育所、山田保育所、渚保育所、禁野保育所、藤田川保育所）について、平成 28 年度以降に民営化についての実施時期や手法等の検討を行うとしています。

こうしたことから、5 か所の公立保育所のうち、敷地が市有地であり、仮設園舎用地の確保などの条件が整うことが見込まれる走谷保育所について、民営化に取り組みます。その他の 4 か所の公立保育所については、敷地が借地で民営化後の土地貸借の取り扱いなど個別課題を有しているものが多いため、今後の保育需要などを踏まえ、さまざまな手法を視野に入れ柔軟に対応しながら、引き続き、民営化（統廃合等を含む）に向けた検討を進めます。

なお、公立保育所の民営化（統廃合等を含む）については、公立幼稚園の効果的で効率的な運営及び配置のあり方を含めて、総合的な検討を行います。

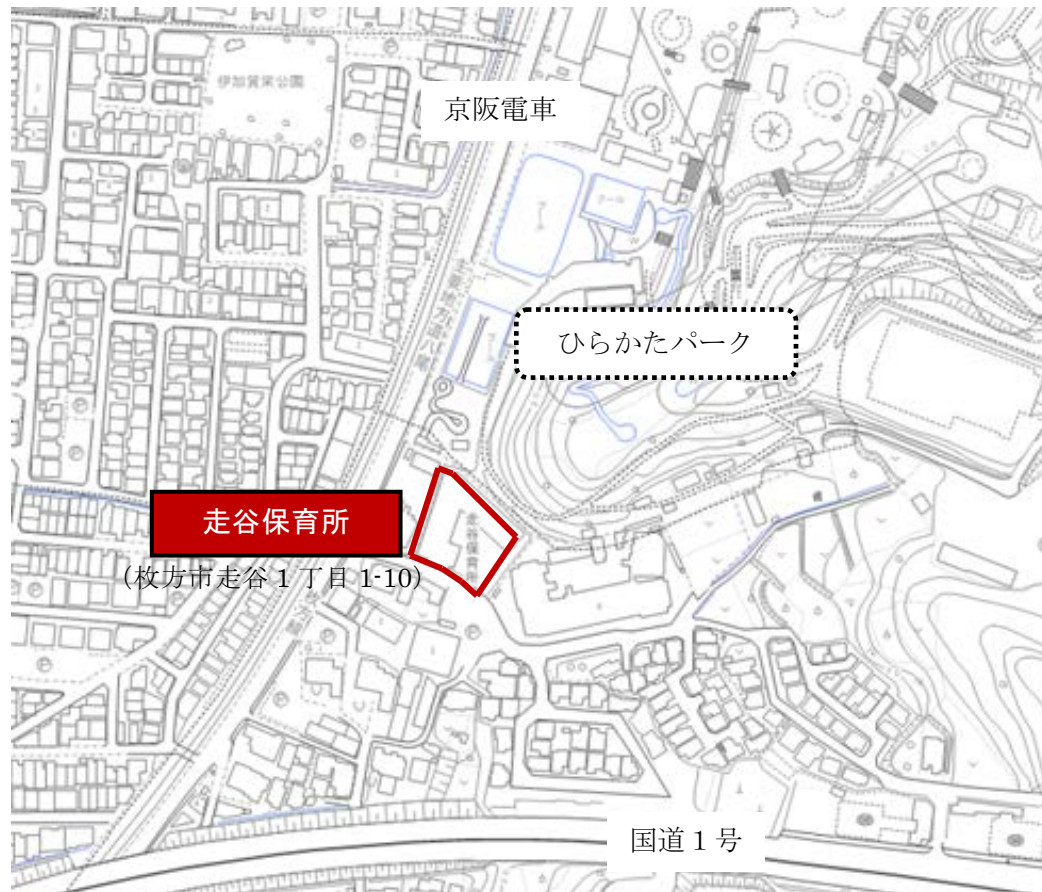
3. 走谷保育所の民営化

「2. 今後の民営化の進め方」に基づき、走谷保育所について、以下のとおり、民営化に向けた取り組みを進めます。

(1) 民営化の実施方法について

走谷保育所の民営化に向けて、保護者や地域の方々に対し民営化の考え方や効果などをご説明した上で、公募により決定する運営法人に十分な引継ぎを行いながら、平成31年度を目標に取り組みます。民営化により削減した経費については、ハードとソフトの両面にわたるさまざまな保育サービスの充実に活用します。

また、本市の公約課題である通年での待機児童の解消や、南部地域の高い保育需要に対応するため、民営化の取り組みにあわせて、平成32年度に30人の定員増(90人から120人)を図ります。なお、定員増にあたっては、施設の建て替えや仮設園舎の建設が必要となりますが、運営法人との連携を図りながら、円滑な整備に向けて取り組みます。



(2) 走谷保育所民営化のスケジュール（予定）

時 期	内 容
平成 29 年 2 月以降	保護者・地域住民への説明会の実施
10~12 月	運営法人を公募・決定
平成 30 年 4 月	運営法人への引継ぎを開始
平成 31 年 2 月	運営法人による仮設園舎整備の着手
4 月	運営法人による保育の開始【民営化の実施】
6 月	運営法人による新園舎整備の着手 仮設園舎での保育の開始
平成 32 年 4 月	新園舎での保育の開始【30 人の定員増】

枚方市立保育所（走谷保育所）民営化に係る運営法人募集要項（案）
（平成 31 年 4 月 1 日移管分）

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

枚方市立走谷保育所 枚方市走谷 1 丁目 1 - 10 定員 90 人
昭和 50 年 4 月 1 日開設、敷地面積 1927.55 m²、建物面積 711.55 m²、構造 鉄骨造 平屋建 昭和 50 年 3 月建築

2. 移管する時期

平成 31 年 4 月 1 日

3. 移管条件

(1) 保育所用地について

枚方市は、法人に走谷保育所敷地 1,927.55 m²を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、10 年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

(2) 保育所建物等について

枚方市は、法人に既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。

(3) 保育所整備について

① 新たな保育所の整備

法人は、既設保育所（建物、遊具、安全柵等）を撤去し、現敷地内に新たに保育所を平成 32 年 2 月までに整備し、平成 32 年 4 月 1 日までに定員を 120 人とすること。あわせて、保育環境の向上に努めること。

② 仮設保育所の整備

新たな保育所の整備にあたっては、枚方市が指定する用地（以下「仮設保育所用地」という。）に法人が仮設保育所を整備すること。仮設保育所用地※は、法人が用地所有者から契約により有償で貸し付けを受けること。また、仮設保育所用地の貸付期間は、平成 31 年 2 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとします。なお、法人は、仮設保育所用地を適切に管理するとともに、貸付期間が終了するまでに用地所有者と協議の上、仮設保育所を撤去し、貸付開始前の原状に回復して返還すること。

※仮設保育所用地は P 8 <参考資料 1> 「1. 走谷保育所民営化に伴う各施設位置図」～P 1 0 「用地概況」(P 9 「2. 走谷保育所位置図」を除く。)のとおり。

③その他

新たな保育所及び仮設保育所には、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。また、駐車場の整備が困難な場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じること。なお、新たな保育所及び仮設保育所の整備にあたっては、児童の安全対策・騒音対策など必要な措置を講じること。

(4) 保育所整備のスケジュールについて

平成 3 0 年度 基本・実施設計の作成、補助金の協議、建築確認等の申請、仮設保育所の整備に着手。

平成 3 1 年度 仮設保育所への移転、新たな保育所整備の着手、新たな保育所の利用開始(平成 3 2 年 2 月)、仮設保育所用地の返還(平成 3 2 年 3 月 3 1 日)。

平成 3 2 年度 1 2 0 人定員に変更(4 月 1 日)。

(5) 法律及び関係法令等の遵守について

保育所整備にあたっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 5 年 1 2 月 9 日枚方市条例第 5 7 号)、枚方市開発事業等の手続等に関する条例(平成 1 7 年 6 月 2 7 日枚方市条例第 4 6 号)等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

(6) 保育所整備に係る補助について

保育所整備に係る補助については、P 1 1 <参考資料 2> 枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱に基づき、枚方市が国の施設整備交付金等に係る国庫補助額を国の負担割合で除した額の 4 分の 1 に相当する額を加え、補助します。

(7) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(8) シックハウス対策について

施設整備に際し使用する建材や家具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質(ホルムアルデヒド等)の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。

(9) 保育所整備に係る保護者等への説明について

保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応すること。

(10) 協定書の締結について

法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

4. 応募資格及び条件

(1) 平成29年9月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。

①児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。

②児童福祉法第7条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。

(2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。

(4) 移管前の保育内容（行事を含む）を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

(6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。

(7) 施設長は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。

(8) 保育所運営について

①定員は90人とする。ただし、平成32年4月1日までに、120人定員とすること。

② 開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。

③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。

④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。

⑥保育所運営については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4（10）職員について」によるものとします。

⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。

(9) 保育内容等について

①保育内容については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第

141号)の内容の全部を改正し、平成30年4月1日から適用される新たな保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。

- ②障害児保育を実施すること。
- ③走谷保育所で提供していた給食を基本とすること。さらに、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
- ④健康診断については、内科健診及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。
- ⑤地域子育て支援事業をP12<参考資料3>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。
- ⑥新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。
- ⑦その他、園行事、給食(完全給食の実施)、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。

(10) 職員について

- ①保育士の配置については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第57号)を遵守するほか、P12<参考資料3>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。
- ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。
- ③看護師を配置すること。また、「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める病児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。
- ④走谷保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討すること。
- ⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。
- ⑥P18<参考資料4>大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

(11) 引き継ぎ等について

- ①枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。
- ②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、期間終了後も、市の求めに応じて懇談を行う場合があります。

- ③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、走谷保育所を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、走谷保育所の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行うこと。
- ④平成31年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置すること。
- ⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。
- ⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。
- ⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。※枚方市の負担額は、枚方市非常勤職員（保育士）賃金を基に3か月間、6人分とします。

(12) その他

- ①保育所名については、「走谷」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこと。
- ②保育所内に設置されている卒園製作の記念物等を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。
- ③園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。
- ④既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。
ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑤走谷保育所の保護者が、法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。
- ⑥保育所設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
- ⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。
- ⑧家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。

5. 保育所運営申込書等の配布

- (1) 配布日時：平成29年10月5日（木）から11月13日（月）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
※土曜日、日曜日、祝日は除く。

- (2) 配布場所：枚方市役所子ども青少年部子育て支援室子育て事業課（市役所別館5階）

※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

6. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：平成29年11月6日（月）から11月13日（月）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 受付場所：枚方市役所子ども青少年部子育て支援室子育て事業課（市役所別館5階）
- (3) 項目8.「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み条件となります。
- (4) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (5) 提出部数：12部（正本1部、写し11部）
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：平成29年10月15日（日）午前9時30分から

◇場 所：枚方市立走谷保育所（枚方市走谷1丁目1-10）（説明会は遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。）

◇集 合：枚方市役所別館南玄関前に午前9時10分までに集合して下さい。市が用意する公用車で現地まで案内します。また、直接現地に集合する場合は、午前9時30分までに走谷保育所に集合してください。なお、現地には、駐車場はありませんので、公共交通機関等を利用してください。

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは平成29年10月13日（金）午後6時までに、1法人3人以内で参加者氏名を報告してください。また、当日、自動車を利用される場合は、その旨を併せてお知らせ

ください（期日までに申し込みがなければ、参加することはできません）。

9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、10月25日（水）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、11月1日（水）までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス kosodatejigyoun@city.hirakata.osaka.jp

10. 選定及び決定等

- (1) 選定は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。
- (3) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）。また、その内容については会議録として、後日、公表します。
- (4) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (5) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (6) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページで公表します。本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。
- (7) 法人選定後、選定された法人の様式9〔提案内容概要書〕については、保護者等への説明資料として活用します。

11. 問い合わせ先

枚方市子ども青少年部子育て支援室子育て事業課

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

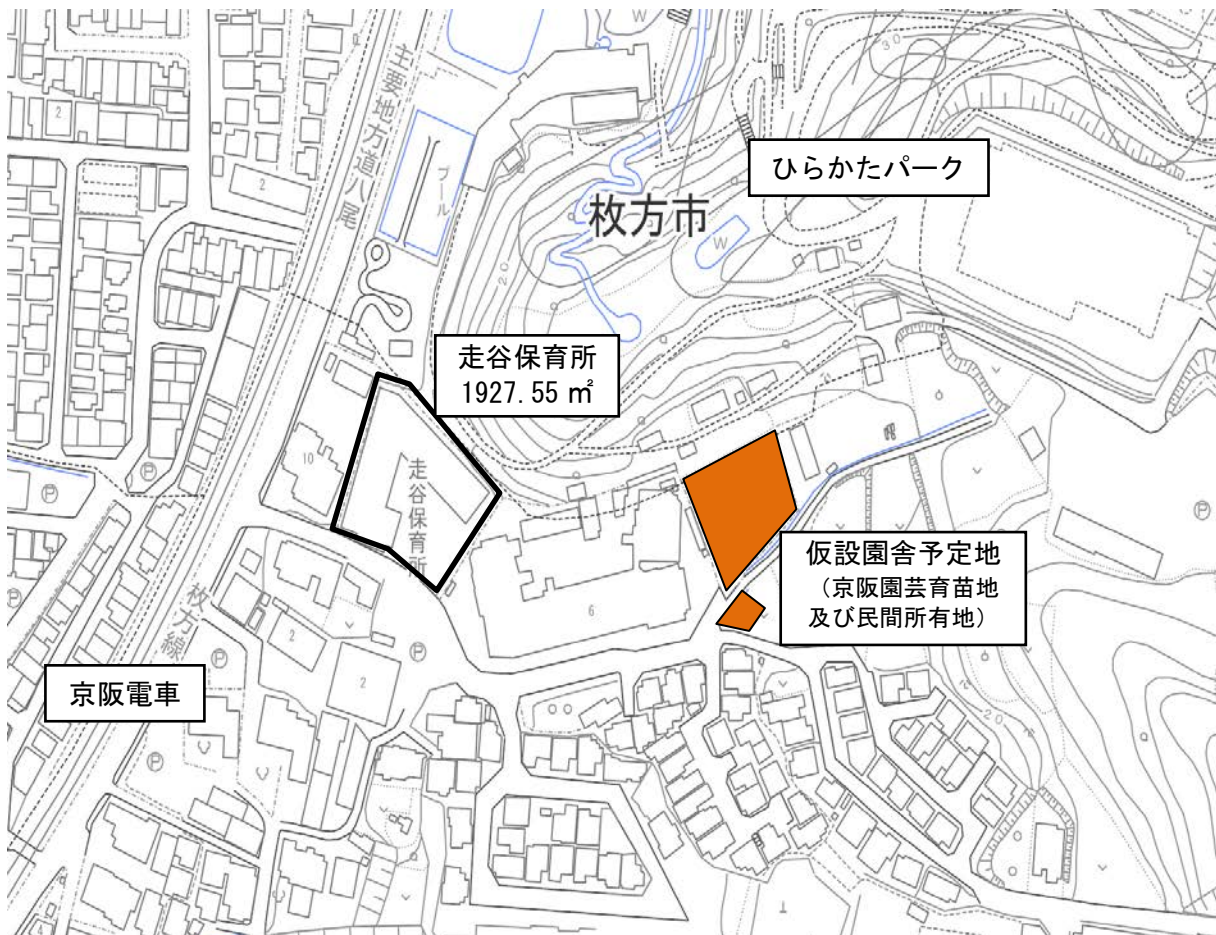
TEL 072-841-1471（直通）

FAX 072-841-4319

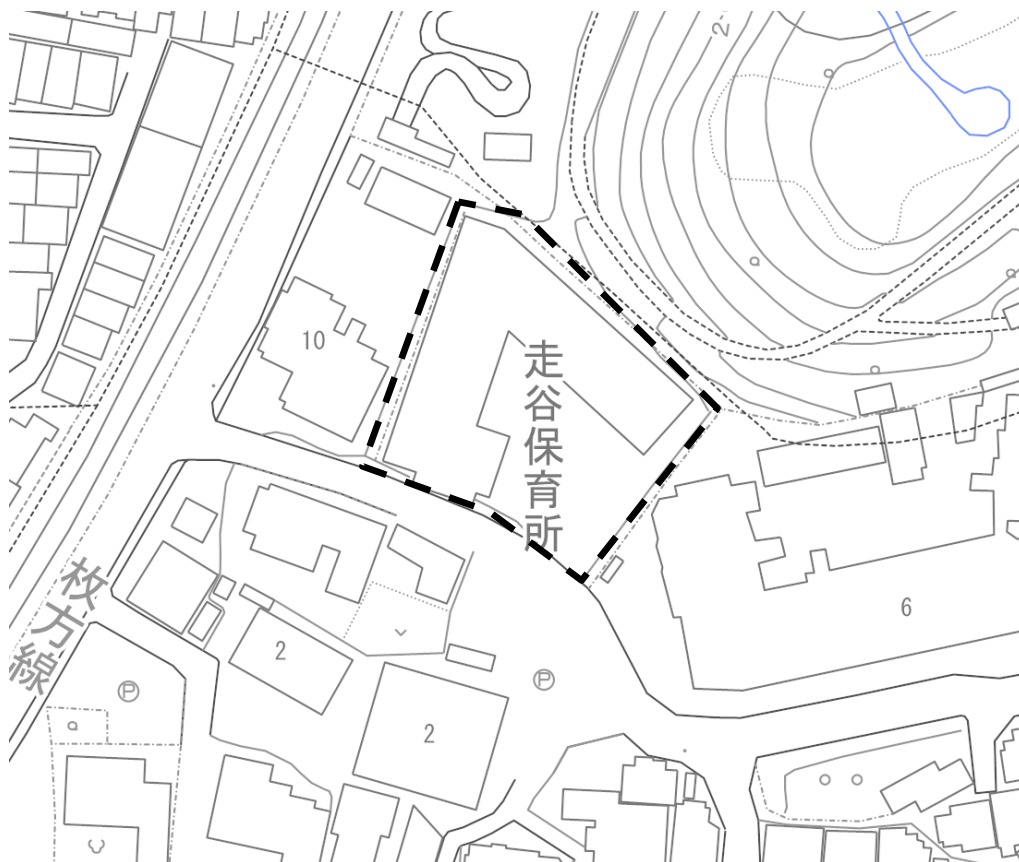
メールアドレス kosodatejigyoun@city.hirakata.osaka.jp

< 参考資料 1 >

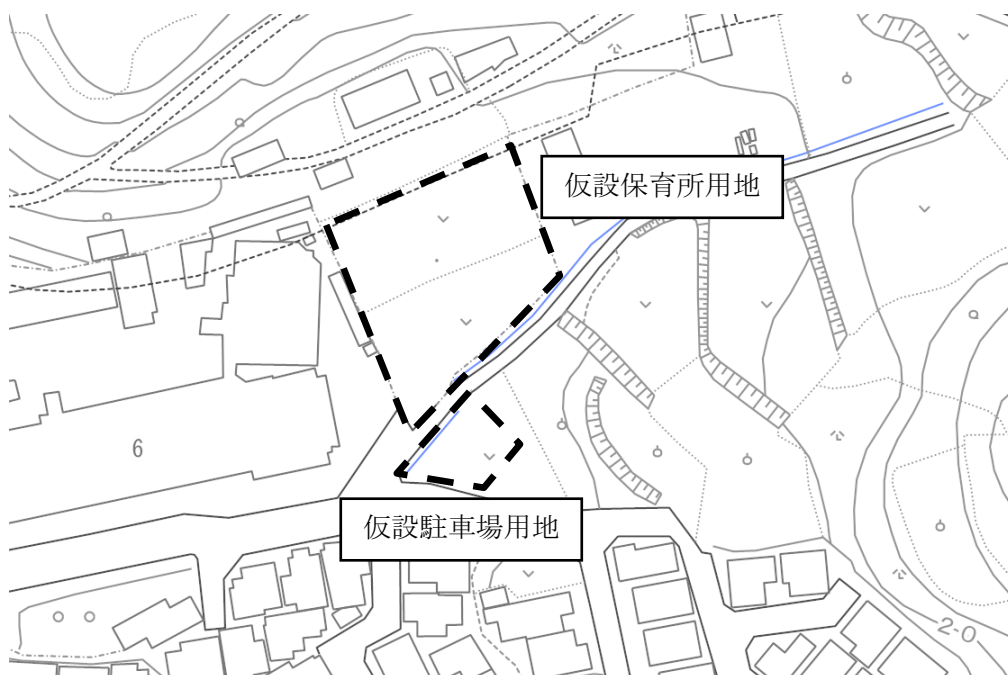
1. 走谷保育所民営化に伴う各施設位置図



2. 走谷保育所 位置図



3. 民地（仮設保育所用地）位置図



用地概況

	走谷保育所	仮設保育所用地	仮設駐車場用地
所有者	枚方市	京阪電気鉄道株式会社	個人
所在地	走谷1丁目1-10	枚方公園町6-14番甲	走谷1丁目4-45番
敷地面積	1,927.55㎡	1,166㎡	約200㎡
用途地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60	60	—
容積率	200	200	—
防火地域	準防火地域	準防火地域	準防火地域
高度地区	第3種高度地区	第3種高度地区	第2種高度地区
賃料等	無償	有償※ 法人決定後、土地所有者と協議を行い、契約締結をもって金額の決定をすること。 賃借期間 平成31年2月1日から 平成32年3月31日まで	

※ 上記、仮設保育所用地の使用にあたっては、現在、所有者が当該敷地で行なっている、菊栽培等の機能を維持するため、法人の負担により、仮設保育所用地周辺の所有者が指定する場所に、ビニールハウス等の工作物の移設や、菊フレームの新設を行なうとともに、仮設園舎解体後は仮設保育所用地の原状復旧にあわせ、前記移設場所の原状復旧についても行なうこと。

< 参考資料 2 >

枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱

平成 年 月 日制定
枚方市要綱 第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、民間による運営に移行した保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち同法第35条第4項の規定により市町村以外の者が設置したものをいう。以下「民営化保育所」という。）の施設及び設備の整備を促進することにより、入所枠の拡大と待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、民営化保育所を運営する者であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人とする。

(補助対象行為)

第4条 補助金の対象となる行為は、民営化保育所の施設及び設備の整備（民間による運営への移行に伴い必要となったものに限る。）のうち、国庫補助が行われるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額の上限は、1の保育所につき、当該補助対象行為に係る国庫補助額を国の負担割合で除した額とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

<参考資料 3>

枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 25 日
枚方市要綱第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する私立保育所子ども・子育て支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第 1 項に規定する保育所のうち同法第35条第 4 項の規定により市町村以外の者が設置したものであって、その定員が40人以上のものをいう。以下同じ。）における保育内容及び地域における子育て支援サービスの充実を図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、私立保育所の設置者とする。

(補助対象行為)

第 4 条 補助金の交付の対象となる行為は、市内に所在する私立保育所の運営（地域に密着した私立保育所として求められる子育て支援サービスの実施を含む。）とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費から当該補助種別に係る保護者の負担額その他市長が指定する収入を控除した額と同表の算定基準の欄に定める算定基準により算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額の合計額とする。

2 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、それぞれ同表の補助要件の欄に定める補助要件を備えているものについて算定するものとする。

(条件)

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 私立保育所の施設及び運営は、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）その他市が示す基準に適合するようにしなければならない。
- (2) 補助金は、施設ごとの経理区分の収入とし、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費に充てるものとして経理しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の補助金について適用し、平成25年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱（平成26年枚方市要綱第15号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 市長は、この要綱による補助金交付制度に対する国又は大阪府の補助制度の見直し又は廃止が行われたときは、その交付状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による補助金の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則 [平成27年4月1日枚方市要綱第34号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成27年10月29日枚方市要綱第65号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成28年6月16日枚方市要綱第45号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成29年5月25日枚方市要綱第42号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条関係）

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準															
嘱託医手当加算	嘱託医又は嘱託歯科医を設置し、児童の健康診断を実施していること。	保育費用交付額を超えて支出する嘱託医手当、嘱託歯科医手当及び児童の健康診断の実施に要する経費	1施設当たり年額107,200円															
運営費補助	<p>次の各号の要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 保育費用交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費を支出していること。</p> <p>(2) 保育費用交付基準を超えて保育士等を採用していること。ただし、当該保育士等に係る総雇用時間数が正規保育時間数以上でなければならない。</p> <p>(3) 保育費用交付基準を超えて看護師等その他市長が認める職員を雇用していること。ただし、病児保育事業費補助の項の補助要件の欄第1号に該当するものとして同項の補助を受けるときは、運営費補助について、それらの職員を雇用していないものとみなす。</p>	<p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 保育に直接必要と認められる保育材料等の購入費、児童の環境衛生の維持及び健康管理に要する経費、園外保育及び特別行事の実施に要する経費、事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費（給食材料の購入費を除き、保育費用交付額を超えて支出するものに限る。）</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している保育士等の人件費</p> <p>(3) 補助要件の欄第3号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している看護師等その他市長が認める職員の人件費</p>	<p>次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、同表の中欄に定める基準額（年額）。ただし、事務処理に要する経費については、同表の右欄に定める限度額を超えることができない。</p> <table border="1" data-bbox="986 721 1461 1010"> <thead> <tr> <th>定員の区分</th> <th>基準額（年額）</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人以上60人未満</td> <td>10,036,000円</td> <td>2,240,000円</td> </tr> <tr> <td>60人以上90人未満</td> <td>11,436,000円</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>90人以上120人未満</td> <td>12,136,000円</td> <td>3,080,000円</td> </tr> <tr> <td>120人以上</td> <td>13,336,000円</td> <td>3,560,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本市配置基準を満たしていない場合又は本市配置基準を超えていない場合（本市配置基準の保育士の数と当初配置基準の当該数とが等しい場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）から2,436,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。</p> <p>2 26人以上の1歳児の保育を実施し、かつ、本市配置基準を満たしている場合（本市配置基準の保育士の数から当初配置基準の当該数を差し引いた数が2である場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）に2,436,000円を上限として市長が定める額を増額するものとする。</p> <p>3 看護師等その他市長が認める職員を雇用していない場合は、この表の中欄の基準額（年額）から2,000,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。</p> <p>4 補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額がこの表の中欄の基準額（年額）を超える場合は、補助対象経費の欄第1号に規定する補助対象経費につき、250,000円を限度に、地域子育て支援補助に加えて算定することがある。</p> <p>5 開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、この表の中欄の基準額（年額）に当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。</p>	定員の区分	基準額（年額）	限度額	40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円	60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円	90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円	120人以上	13,336,000円	3,560,000円
定員の区分	基準額（年額）	限度額																
40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円																
60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円																
90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円																
120人以上	13,336,000円	3,560,000円																
病児保育事業費補助	<p>次の各号の要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施していること。</p> <p>(2) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の</p>	<p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に要する経費</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）を</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額4,323,000円。ただし、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施期間が6月末満の場合は、1施設当たり年額2,161,000円とする。</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額1,029,000円</p>															

	整備等を実施すること。ただし、1施設につき1回限りとする。	実施するために必要な設備の整備等に要する経費	
開所時間推進費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 通常の開所時間が11時間15分を超えていること。 (2) 午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後6時までの時間において勤務する保育士等を雇用していること。	雇用している補助要件の欄第2号の保育士等の人件費	1施設当たり年額1,300,000円
障害児保育補助	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしていること。 (1) 保育士等の人件費 市長、関係機関及び保護者との協議に基づき障害児の保育を実施し、かつ、当該障害児の保育のための保育士等を加配していること。 (2) 障害児の保育に係る環境改善の実施に要する経費 特児1級児又は特児2級児の保育を実施している場合において、当該障害児の保育に必要な設備の整備若しくは軽微な改修又は障害児用の大型遊具の設置、更新等の環境改善を実施すること。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 障害児の保育のために加配された保育士等の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 障害児の保育に必要な設備の整備及び軽微な改修並びに障害児用の大型遊具の設置、更新等に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額。ただし、開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。 (1) 当該障害児のために保育士等を雇用している場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 特児1級児に係るもの 当該障害児1人当たり年額3,000,000円（勤務時間が就業規則上の週所定労働時間を満たさない保育士等である場合は、月額170,000円を基に算定した額） ロ 障害児（特児1級児及びハに規定する障害児を除く。）に係るもの 当該障害児1人当たり年額1,500,000円（当該障害児の合計数が奇数である場合は、1人分のみ、年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円）） ハ 特例加配の対象となる障害児に係るもの 当該障害児1人当たり年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円） ニ 延長保育事業費補助の項補助対象経費の欄に規定する延長保育を実施する障害児であって、日常的に医療上の措置を要するものに係るもの 当該障害児1人当たり年額648,000円 (2) 障害児の保育に係る環境改善を実施した場合 1施設当たり年額1,029,000円
延長保育事業費補助	延長保育事業（一般型）を実施していること。	延長保育事業（一般型）の実施に要する経費のうち、開所時間（当該開所時間が11時間以上の場合に限る。）を超えて実施する延長保育に要	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額115,000円 (2) 加算分 対象児童の数から6人を控除した児童数に月額5,000円を乗じて得た額

		する経費	
食物アレルギー対策費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 食物アレルギー児童の保育を実施していること。 (2) 食物アレルギー児童のために加配調理員を雇用していること。	保育費用交付基準を超えて雇用する加配調理員の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 定員90人以下の施設において6人以上の食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は定員91人以上の施設において3人以上の食物アレルギー児童の保育を実施している場合 1施設当たり月額71,250円 (2) 牛乳、卵、大豆製品、小麦及びそばのうち3品目以上にアレルギー症状を呈する2人以上の食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり月額71,250円
夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を実施していること。	夜間保育推進事業の実施に要する経費	1施設当たり年額1,500,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額750,000円とする。
保育体制強化事業費補助	保育体制強化事業を実施していること。	保育体制強化事業の実施に要する経費	1施設当たり月額90,000円
保育補助者雇上強化事業費補助	保育補助者雇上強化事業を実施していること。	保育補助者雇上強化事業の実施に要する経費	1施設当たり年額2,215,000円
保育士雇用による入所枠拡大事業費補助	加配保育士を雇用し、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童の受入れ人数を拡大していること。	加配保育士の人件費	1施設当たり年額3,600,000円。ただし、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童を受け入れた場合、市長が定める額を減額するものとする。
保育士宿舍借り上げ支援事業費補助	保育士宿舍借り上げ支援事業を実施していること。	保育士宿舍借り上げ支援事業の実施に要する経費	1人当たり月額61,500円
地域子育て支援補助	第1号及び第5号の事業を実施し、第1号、第4号及び第5号の事業を実施し、又は第2号から第4号までの事業のうち2以上のもの並びに第1号及び第5号の事業を実施していること。 (1) 私立保育所内外で定期的に実施する子育てに係る相談及び指導等を行う事業 (2) 枚方版ブックスタート事業 (3) 地域の気になる子ども及びその家庭を支援する事業	補助要件の欄第1号から第5号までの事業に要する経費。ただし、同欄第1号から第5号まで(第4号を除く。)の事業に従事する保育士等の雇用に係る経費以外の経費の同欄第1号から第5号まで(第4号を除く。)の事業に要する経費に占める割合は、4分の1以内とする。	(1) 補助要件の欄第1号から第5号までの事業の全てを実施する場合 1施設当たり年額1,850,000円 (2) 補助要件の欄第1号、第2号、第3号及び第5号又は第1号、第2号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合(前号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額1,480,000円 (3) 補助要件の欄第1号、第3号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合(前2号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額1,110,000円 (4) 補助要件の欄第1号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合(前3号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額740,000円 (5) 補助要件の欄第1号及び第5号の事業をいずれも実施する場合(前各号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額370,000円

	(4) 絵本とのふれあい事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業		
--	--	--	--

備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「保育費用交付額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）及び国の通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項並びに備考20における「保育費用交付基準」とは、告示及び国の通知に定められた基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項及び地域子育て支援補助の項並びに備考12の規定における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項及び備考6の規定における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項（同法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいい、総雇用時間数が正規保育時間数以上である場合の当該保育士に限る。以下同じ。）の数が、1歳児の数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が1歳である者をいう。
- 9 病児保育事業費補助の項における「病児保育事業（体調不良児対応型）」とは、国の通知に定められた病児保育事業（体調不良児対応型）の対象となる事業をいう。
- 10 障害児保育補助の項における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特例加配」とは、その保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第10号に掲げる事由に該当する障害児以外の障害児であって、当該事由に該当する障害児と同様の配慮を要するものの保育のための保育士等の加配をいう。
- 13 延長保育事業費補助の項における「延長保育事業（一般型）」とは、国の通知に定められた延長保育事業の一般型の対象となる事業をいう。
- 14 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、延長保育事業（一般型）の対象となる児童として市長が認定した者をいう。
- 15 食物アレルギー対策費補助の項及び備考16の規定における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
- 16 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
- 17 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、国の通知に定められた夜間保育推進事業の対象となる事業をいう。
- 18 保育体制強化事業費補助の項における「保育体制強化事業」とは、国の通知に定められた保育体制強化事業の対象となる事業をいう。
- 19 保育補助者雇上強化事業費補助の項における「保育補助者雇上強化事業」とは、国の通知に定められた保育補助者雇上強化事業の対象となる事業をいう。
- 20 保育士雇用による入所枠拡大事業費補助の項における「加配保育士」とは、保育費用交付基準を超えて雇用する保育士をいう。
- 21 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助の項における「保育士宿舍借り上げ支援事業」とは、国の通知に定められた保育士宿舍借り上げ支援事業の対象となる事業をいう。
- 22 地域子育て支援補助の項における「私立保育所内外」とは、私立保育所及び私立保育所近隣の地域をいう。

- 23 地域子育て支援補助の項における「枚方版ブックスタート事業」とは、児童の1歳の誕生月に、当該児童とその保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。
- 24 地域子育て支援補助の項における「地域の気になる子ども」とは、枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則（平成27年枚方市規則第42号）第2条各号に掲げる者（これらに準ずる状況にあると市長が認める者を含み、同規則第1条の支給認定を受けている者を除く。）、被虐待児等をいう。
- 25 地域子育て支援補助の項における「絵本とのふれあい事業」とは、就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。

<参考資料4>

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1. 目的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

2. 推進員選任対象事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

- (2) (1)のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

- (1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 関係行政機関との連絡に関すること。

5. 報 告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 により事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。
なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」(別紙様式 2)を研修実施の 1 ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」(別紙様式 3)により大阪府知事あて報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 7 日より施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日一部改正施行する。

枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて (案)

I 提出書類等

様式	1. 保育所運営申込書	様式 1	}	※ 1
〃	2. 応募に至る動機・目的	様式 2		
〃	3. 経営方針・保育所運営方針	様式 3		
〃	4. 保育所事業計画書	様式 4		
〃	5. 保育所整備計画書	様式 5		
〃	6. 資金計画書	様式 6		
〃	7. 法人理事長及び施設長予定者の履歴書	様式 7		
〃	8. 財産目録 (使用しない場合は原本証明が必要)	様式 8		
〃	9. 提案内容概要書	様式 9		
添付	10. 貸借対照表 (本部会計) ※ 3	(原本写し)	}	※ 4
〃	11. 貸借対照表 (施設会計) ※ 3	〃		
〃	12. 決算書一式 (本部会計) ※ 3	〃		
〃	13. 決算書一式 (施設会計) ※ 3	〃		
	※監事の監査結果報告書を含む	〃		
〃	14. 予算書一式 (本部会計) ※ 3	〃		
〃	15. 予算書一式 (施設会計) ※ 3	〃		
〃	16. 法人調書 (平成 29 年度枚方市等へ提出したもの)	〃		
〃	17. 保育所調書 (平成 29 年度枚方市等へ提出したもの)	〃		
〃	18. 平成 29 年度以前の直近で行われた枚方市福祉指導 監査課等の現地監査の結果及びそれに対する回答文 書写し	〃		
〃	19. 法人定款	〃		
〃	20. 現在運営している保育所の保育目標、保育内容のわか るもの (パンフレット等でも可)	〃		
〃	21. 園で整備している危機管理体制及び安全対策に関す るマニュアル等	〃		

※ 1 様式 1 から 10 について、電子媒体が必要な場合は、市のホームページからダウンロードしてください。

※ 2 様式に関する添付書類は、審査の対象外となります。

※ 3 貸借対照表及び決算書は平成 26 年度から 28 年度分を、
予算書は平成 27 年度から 29 年度分までの写しを提出してください。

※ 4 写しについては、原本証明をしてください。

その他必要と認めた書類等について、追加で提出を求めることがあります。

※ 5 資料は、上記の提出資料を正本 1 部、写し 11 部ともに、それぞれフラットファイル (A4) に綴じてください。

※ 6 ファイルに綴じた様式 1 ~ 9 と添付 10 ~ 21 の資料に、それぞれの番号

のインデックス（様式1、添付10等）をつけて、どの書類がどこにあるのかをわかるようにしてください。複数ページに渡る資料は、最初のページにインデックスをつけてください。

II プレゼンテーションについて

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会が選考にあたって、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。また、施設長予定者は必ず出席してください。

プレゼンテーション用資料は、3日前（土日祝を除く）までに12部提出してください。また、パワーポイントを使用する場合は事前に子育て支援室までご連絡ください。

なお、プレゼンテーションの日時については、後日、連絡します。

III 選考基準について

選考基準については、選考後に市のホームページにて掲載します。

【提出期間及び提出場所】

提出期間：平成29年11月6日（月）から11月13日（月）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）

提出場所：子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課（市役所別館5階）

提出部数：12部（正本1部、写し11部）

※申込書は子育て事業課まで直接ご持参ください。郵送受付はできません。

※申込書提出後、応募を辞退される場合は、必ず辞退届（様式不問）を提出してください。

問い合わせ先：子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課

TEL 841-1471（直通）

FAX 841-4319

E-mail kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp

様式 1

保 育 所 運 営 申 込 書

年 月 日

枚方市長 伏見 隆 様

法 人 名

所 在 地

代 表 者

印

電 話 番 号

枚方市立保育所（走谷保育所）民営化に係る運営法人募集要項（平成31年4月1日移管分）に基づき申し込みます。

法人設立年月日	年 月 日
---------	-------

運営保育所	保育所名	開設年月日	住所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

様式2

応 募 に 至 る 動 機 ・ 目 的

応募に至る動機・目的について具体的に記入してください。

(法人名)

様式3

経営方針・保育所運営方針

経営方針について具体的に記入してください。

保育所運営方針について具体的に記入してください

(法人名)

保 育 所 事 業 計 画 書

1 保育所運営について							
(1) 保育理念について (募集要項 4 (3) 関連)							要番 1、5
(2) 保育所定員について (募集要項 4 (8) ①関連)							要番 7、8
	定 員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
現 行	90	9	10	12	15	20	24
平成 31 年 4 月 1 日	90						
平成 32 年 4 月 1 日	120						
定員設定の考え方							
(3) 開所時間について (募集要項 4 (8) ②関連)							要番 9、10
(4) 保育所休所日について (募集要項 4 (8) ③関連)							要番 11

(法人名)

(5) 保険制度への加入について (募集要項 4 (8) ④関連)	要番 12
(6) 危機管理体制及び安全対策について (募集要項 4 (8) ⑦関連)	要番 13
2 保育内容等について	
(1) 保育内容について (募集要項 4 (9) ①関連)	要番 17、18
(2) 障害児保育について (募集要項 4 (9) ②関連)	要番 19、20
(3) 食物アレルギーについて (募集要項 4 (9) ③関連)	要番 21

(法人名)

(4) 健康診断について (募集要項 4 (9) ④関連)	要番 22
(5) 地域子育て支援等事業の実施について (募集要項 4 (9) ⑤関連)	要番 23
(6) 民営化後の第三者評価について (募集要項 4 (9) ⑥関連)	要番 25
(7) 保育の質の向上について (募集要項 4 (9) ⑥関連)	要番 26
(8) その他提案事項 (園行事への取り組み、給食について、児童の健康管理について等) (募集要項 4 (9) ⑦関連)	要番 24

(法人名)

3 職員について	
(1) 保育士配置について (募集要項 4 (10) ①関連)	要番 29
(2) 保育士の採用及び構成について (年齢及び経験) (募集要項 4 (10) ②、④関連)	要番 30
(3) 看護師の配置について (募集要項 4 (10) ③関連)	要番 31
(4) 体調不良児対応型について (募集要項 4 (10) ③関連)	要番 32
(5) 公正採用選考人権啓発推進員について (募集要項 4 (10) ⑥関連)	要番 33

(法人名)

4 引継ぎ等について	
(1) 保護者説明会の開催について (募集要項 4 (11) ①関連)	要番 34
(2) 三者懇談会について (募集要項 4 (11) ②関連)	要番 35
(3) 移管前の引継ぎについて (募集要項 4 (11) ③④⑤⑥関連)	要番 37
(4) 移管後の市への協力体制について (募集要項 4 (11) ⑦関連)	要番 38
(5) 苦情対応について (募集要項 4 (10) ⑤、4 (12) ③関連)	要番 14、15、40

(法人名)

5. その他	
(1) 保育所名及びクラス名について (募集要項 4 (12) ①関連)	要番 36
(2) 保護者及び地域への対応について (募集要項 4 (12) ③関連)	要番 40
(3) 保護者負担について (募集要項 4 (12) ④関連)	要番 41
(4) 保育所見学への協力について (募集要項 4 (12) ⑤関連)	要番 42

(法人名)

(5) 路上駐車対策について (募集要項 3 (3) ③関連)	要番 44、46
(Blank area for response to item 5)	
(6) 自動車での送迎に対する安全対策 (警備員の配置) について (募集要項 4 (12) ⑦関連)	要番 47
(Blank area for response to item 6)	

(法人名)

様式 5

要求事項番号

43、45

保育所整備計画書

- 1 新たな保育所に関する基本的な整備計画・施設の配置計画と整備内容について具体的に記入してください。(募集要項 3 (3) ①③、4 (8) ⑥関連)

(法人名)

保育所整備計画書

2 仮設保育所に関する基本的な整備計画・施設の配置計画と整備内容、撤去について具体的に記入してください。（募集要項 3（3）②③、4（8）⑥関連）

--

(法人名)

様式 6

要求事項番号

3、4

資 金 計 画 書

保育所整備に係る資金計画及び4月の運転資金の調達方法など保育所運営に係る資金計画について具体的に記入してください。

(法人名)

履 歴 書

様式7 (理事長)

氏 名 (ふりがな)	男・女	生 年 月 日 年 月 日
現住所 〒 -	電 話	
連絡先 〒 -	電 話	

学 歴 ・ 職 歴	年 月 ~ 年 月	
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	
賞 罰 等	年 月	

履 歴 書

様式7 (施設長予定者)

氏 名 (ふりがな)	男・女	生 年 月 日 年 月 日
現住所 〒 -	電 話	
連絡先 〒 -	電 話	

学 歴 ・ 職 歴	年 月 ~ 年 月	
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	
賞 罰 等	年 月	

様式8

財 産 目 録

(平成29年3月末現在)

I 資産の部		円
内 訳	1. 基本財産	円
	(1) 土地 (所在地)	円
	(地目) m ²	
	(2) 建物	円
	(3) 現金・預金	円
	(4) 有価証券	円
	2. 運用財産	円
	(1) 現金	円
	(2) 預金	円
II 負債の部		円
III 差引正味財産		円

法人名
代表者

印

※ この様式によらない場合は、原本証明をしてください。ただし、平成29年3月末日以降のものに限る。

様式9 〔提案内容概要書〕

法人名 〔 〕

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
1 運営方針・保育所運営方針 (4. (1)、(2))	<ul style="list-style-type: none"> ・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか ・申請時において、保育所の運営実績が10年以上あるか 		様式1、3
2 民営化方針 (4. (5))	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているか 		様式2
3 経営状態 (4. (2))	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の経営状態が安定しているか 		様式6、8 提出書類10～15
4 保育所整備資金・運転資金 (4. (2))	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所整備資金が確保できているか 		様式6、8 提出書類10～15
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営のための運転資金が確保できているか 		

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
5 保育理念 (4. (3))	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか		様式4-1 (1)
6 保育所運営 (4. (4)、(5))	・保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか		様式3
7 定員 (4. (8) ①)	・90人定員となっているか。ただし、平成32年4月1日までに、120人定員となっているか		様式4-1 (2)
8 0, 1, 2歳の定員 (4. (8) ①)	・0, 1, 2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか		様式4-1 (2)
9 開所時間 (4. (8) ②)	・開所時間は7時から19時となっているか		様式4-1 (3)
10 延長保育 (4. (8) ②)	・ニーズがあれば、19時を超える延長保育が提案されているか		様式4-1 (3)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
11 保育所休所日 (4.(8)③)	・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか		様式4-1(4)
12 保険制度への加入 (4.(8)④)	・(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか		様式4-1(5)
13 危機管理体制及び安全対策 (4.(8)⑦)	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されているか		様式4-1(6) 園資料
14 苦情対応(苦情解決責任者設置) (4.(10)⑤) (4.(12)③)	苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか		様式4-4(5)
15 苦情対応(第三者委員会の設置) (4.(10)⑤) (4.(12)③)	・苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているか		様式4-4(5)
16 大阪府の監査結果 (4(3))	・枚方市等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているか		提出書類18

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
17 保育内容 (保育課程等) (4.(9)①)	・保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか		様式4-2 (1)
18 保育内容 (創意工夫) (4.(9)①)	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているか		様式4-2 (1)
19 障害児保育 (4.(9)②)	・障害児保育に取り組んでいるか		様式4-2 (2)
20 障害児保育 (人材配置や研修) (4.(9)②)	・障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているか		様式4-2 (2)
21 食物アレルギー対応 (4.(9)③)	・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか		様式4-2 (3)
22 健康診断 (4.(9)④)	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか		様式4-2 (4)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
23 地域子育て支援事業の実施 (4.(9)⑤)	・地域子育て支援事業等が予定されているか		様式4-2(5)
24 その他提案事項 (4.(9)⑦)	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、独自の企画提案がなされているか		様式4-2(8)
25 民営化後の第三者評価 (4.(9)⑥)	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか		様式4-2(6)
26 保育の質の向上 (4.(9)⑥)	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか		様式4-2(7)
27 理事長 (4.(6))	・法人代表者は、社会福祉事業の熱意と識見を持っているか		様式7履歴書 プレゼンテーション
28 施設長予定者 (4.(7))	・施設長予定者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか		様式7履歴書 プレゼンテーション

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
29 保育士配置 (4.(10)①)	・保育士配置基準は国・府基準を遵守し、 1歳児については5:1としているか		様式4-3(1)
30 保育士の採用及び構成 (4.(10)②、④)	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した 構成となっているか ・走谷保育所に勤務している枚方市の臨 時職員等が移管後の保育所で就労を 希望する場合は、その採用を予定して いるか		様式4-3(2)
31 看護師の配置 (4.(10)③)	・看護師の配置を予定しているか		様式4-3(3)
32 体調不良児対応型 (4.(10)③)	・病児・病後児保育事業の体調不良児対 応型の実施を予定しているか		様式4-3(4)
33 公正採用選考人権啓発推進員 (4.(10)⑥)	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予 定はあるか		様式4-3(5)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
34 保護者説明会の開催 (4. (11) ①)	・必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているか		様式4-4 (1)
35 三者懇談会 (4. (11) ②)	・三者懇談会の設置が予定されているか		様式4-4 (2)
36 保育所名及びクラス名 (4. (12) ①)	・保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているか		様式4-5 (1)
37 移管前の引継ぎ (年中行事等の参加) (4. (11) ③)	・1年前より年中行事等の参加(障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む)を予定しているか		様式4-4 (3)
(共同保育期間中の職員体制) (4. (11)④、⑤)	・共同保育期間中の職員体制が確保されているか		
(共同保育期間中に個人懇談会) (4. (11) ⑥)	・共同保育期間中に個人懇談会が予定されているか		

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
38 移管後の市への協力体制 (4. (11) ⑦)	・運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるか		様式4-4 (4)
39 引継ぎについての理解 (4. (4))	・走谷保育所の保育を引継ぐことについて理解し、誠実に取り組もうとしているか		プレゼンテーション
40 保護者及び地域への対応 (4. (12) ③)	・保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか		様式4-5 (2)
41 保護者負担 (4. (12) ④)	・現行より負担が増えることはないか		様式4-5 (3)
42 保育所見学への協力 (4. (12) ⑤)	・保護者の保育所見学に対し、協力的であるか		様式4-5 (4)
43 新たな保育所の整備計画 (3. (3) ①、③) (4. (8) ⑥)	・新たな保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか		様式5-1

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
44 仮設保育所の整備計画 (3.(3)②、③) (4.(8)⑥)	・仮設保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか		様式5-2
45 施設整備・安全確保の提案 (3.(3)①、②、③)	・子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているか		様式5-1、2
46 路上駐車対策 (3.(3)③)	・路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場の借り上げなどが提案されているか		様式4-5(5)
47 警備員の配置 (4.(12)⑦)	・自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているか		様式4-5(6)

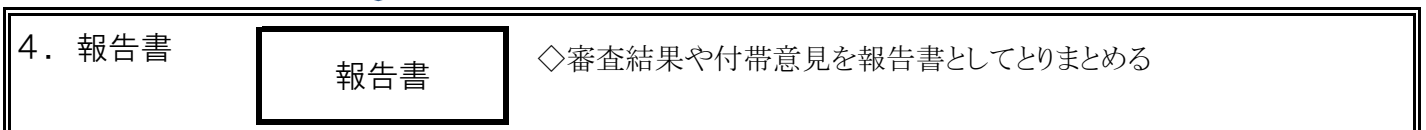
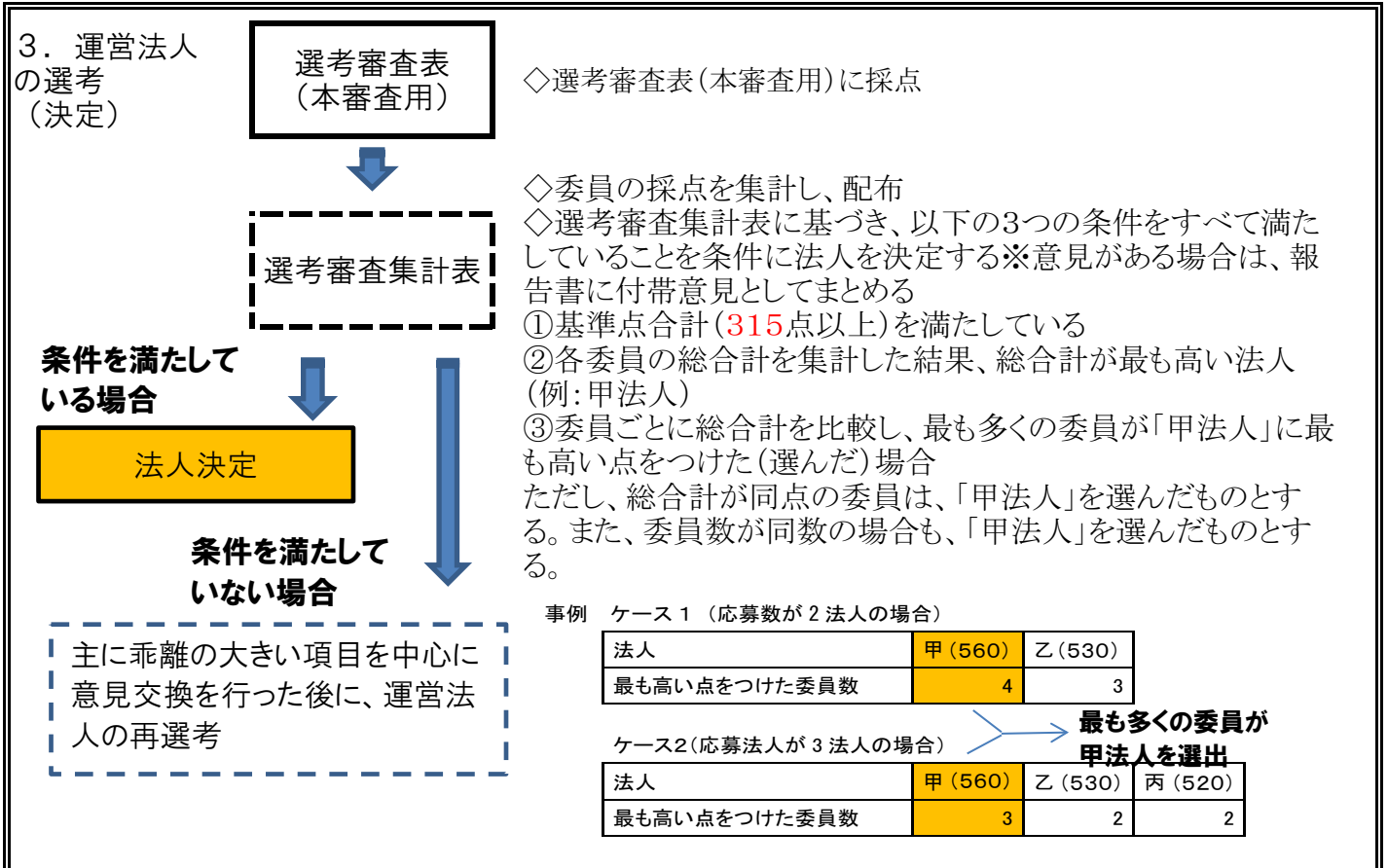
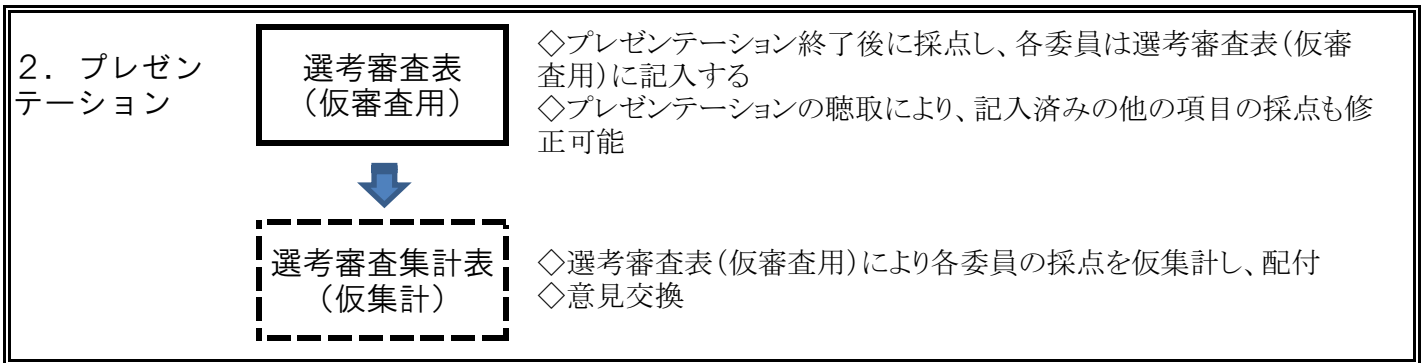
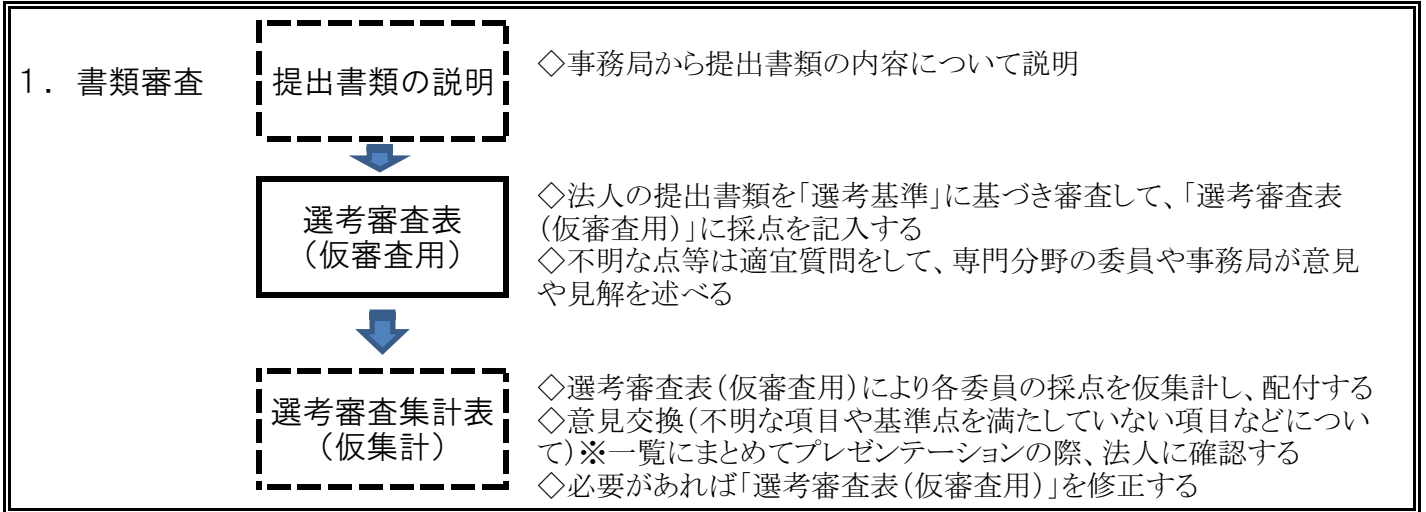
※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

枚方市立保育所(走谷保育所)民営化に係る運営法人選定審査会 選考基準(案)

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
1. 応募法人の経営等に関する事項					12点		
1	4. (1) (2)	様式1, 3	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか ・申請時において、保育所の運営実績が10年以上あるか	2	1	0
2	4. (5)	様式2	確認	・応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているか	2	1	0
3	4. (2)	様式6, 8 提出書類10~15	確認	・過去3年間の経営状態が安定しているか	2	1	0
4	4. (2)	様式6, 8 提出書類10~15	確認	・保育所整備資金が確保できているか ・保育所運営のための運転資金が確保できているか	2 (×3)	1 (×3)	0 (×3)
2. 保育所運営に関する事項					21点		
5	4. (3)	様式4-1(1)	確認	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
6	4. (4)、(5)	様式3	確認	・保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
7	4. (8)①	様式4-1(2)	確認	・90人定員となっているか。ただし、平成32年4月1日までに、120人定員となっているか	—	1	—
8	4. (8)①	様式4-1(2)	提案	・0、1、2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか	2	1	0
9	4. (8)②	様式4-1(3)	確認	・開所時間は7時から19時となっているか	—	1	—
10	4. (8)②	様式4-1(3)	提案	・ニーズがあれば、19時を超える延長保育が提案されているか	2	1	0
11	4. (8)③	様式4-1(4)	確認	・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか	—	1	—
12	4. (8)④	様式4-1(5)	確認	・(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか	2	1	0
13	4. (8)⑦	様式4-1(6) 園資料	確認	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されているか	2	1	0
14	4. (10)⑤ 4. (12)③	様式4-4(5)	確認	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか	2	1	0
15	4. (10)⑤ 4. (12)③	様式4-4(5)	確認	・苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているか	2	1	0
16	4. (3)	提出書類18	確認	・枚方市等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているか	2	1	0
3. 保育内容等に関する事項					19点		
17	4. (9)①	様式4-2(1)	確認	・保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか	2	1	0
18	4. (9)①	様式4-2(1)	提案	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているか	2	1	0
19	4. (9)②	様式4-2(2)	確認	・障害児保育に取り組んでいるか	2	1	0
20	4. (9)②	様式4-2(2)	提案	・障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているか	2	1	0
21	4. (9)③	様式4-2(3)	確認	・走谷保育所で提供していた給食を基本としているか ・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか	2	1	0
22	4. (9)④	様式4-2(4)	確認	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか	2	1	0
23	4. (9)⑤	様式4-2(5)	確認	・地域子育て支援事業等が予定されているか	2	1	0
24	4. (9)⑦	様式4-2(8)	提案	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、独自の企画提案がなされているか	2	1	0
25	4. (9)⑥	様式4-2(6)	確認	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか	—	1	—
26	4. (9)⑥	様式4-2(7)	提案	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか	2	1	0

↑ この番号は、提出書類各様式の要求事項番号(要番)と一致しています。

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
4. 職員体制に関する事項					12点		
27	4. (6)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・法人代表者は、社会福祉事業に熱意と識見を持っているか	2	1	0
28	4. (7)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・施設長予定者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか	2	1	0
29	4. (10)①	様式4-3(1)	確認	・保育士配置基準は国・府基準等を遵守し、1歳児については5:1としているか	—	1	—
30	4. (10)②, ④	様式4-3(2)	確認	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか ・走谷保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか(※積極的であるか)	2	1	0
31	4. (10)③	様式4-3(3)	確認	・看護師の配置を予定しているか	—	1	—
32	4. (10)③	様式4-3(4)	提案	・病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定しているか	2	1	0
33	4. (10)⑥	様式4-3(5)	確認	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか	2	1	0
5. 引継ぎに関する事項					16点		
34	4. (11)①	様式4-4(1)	確認	・必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているか	2	1	0
35	4. (11)②	様式4-4(2)	確認	・三者懇談会の設置が予定されているか	2	1	0
36	4. (12)①	様式4-5(1)	確認	・保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているか	2	1	0
37	4. (11)③	様式4-4(3)	確認	・1年前より年中行事等の参加(障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む)を予定しているか	2	1	0
	4. (11)④, ⑤		確認	・共同保育期間中の職員体制が確保されているか	2	1	0
	4. (11)⑥		確認	・共同保育期間中に個人懇談会が予定されているか	2	1	0
38	4. (11)⑦	様式4-4(4)	確認	・運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるか	2	1	0
39	4. (4)	プレゼンテーション	確認	・走谷保育所の保育を引き継ぐことについて、理解し、誠実に取り組もうとしているか	2	1	0
6. 保護者等への対応に関する事項					6点		
40	4. (12)③	様式4-5(2)	確認	・保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか	2	1	0
41	4. (12)④	様式4-5(3)	確認	・現行より負担が増えることはないか	2	1	0
42	4. (12)⑤	様式4-5(4)	確認	・保護者の保育所見学に対し、協力的であるか	2	1	0
7. 保育所整備計画に関する事項					14点		
43	3. (3)①、 ③ 4. (8)⑥	様式5-1	確認	・新たな保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか	2	1	0
					(×2)	(×2)	(×2)
44	3. (3)②、 ③ 4. (8)⑥	様式5-2	確認	・仮設保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか	2	1	0
					(×2)	(×2)	(×2)
45	3. (3)①、 ②, ③	様式5-1, 2	提案	・子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているか	2	1	0
46	3. (3)③	様式4-5(5)	確認	・路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場の借り上げなどが提案されているか	2	1	0
47	4. (12)⑦	様式4-5(6)	確認	・自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているか	2	1	0
◇採点にかかる注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・確認事項を満たしている場合は、1点とする。 ・確認事項を上回る場合は、2点とする。 ・確認事項を下回る場合は0点とする。 ・ただし番号4については点数を3倍、番号43、44については点数を2倍とする。 ・1点のみの表示は必須事項とする(書類で確認できない場合は、プレゼンテーションで確認)。 ・提案事項は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点とする。 ◇配点について <ul style="list-style-type: none"> ・満点(確認事項及び提案事項がすべて最高点の場合)は100点とする。 ・確認事項がすべて1点で提案のない場合(0点)は45点となる。 							



枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会 選考審査集計表<例>

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
1. 応募法人の経営等に関する事項					12点		
1	4. (1) (2)	様式1、3	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか ・申請時において、保育所の運営実績が10年以上あるか	2	1	0
2	4. (5)	様式2	確認	・応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているか	2	1	0
3	4. (2)	様式6、8 提出書類10～15	確認	・過去3年間の経営状態が安定しているか	2	1	0
4	4. (2)	様式6、8 提出書類10～15	確認	・保育所整備資金が確保できているか ・保育所運営のための運転資金が確保できているか	2 (×3)	1 (×3)	0 (×3)
小計							
2. 保育所運営に関する事項					21点		
5	4. (3)	様式4-1(1)	確認	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
6	4. (4)、(5)	様式3	確認	・保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
7	4. (8)①	様式4-1(2)	確認	・90人定員となっているか。ただし、平成32年4月1日までに、120人定員となっているか	—	1	—
8	4. (8)①	様式4-1(2)	提案	・0、1、2歳で定員の4割を超えたとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか	2	1	0
9	4. (8)②	様式4-1(3)	確認	・開所時間は7時から19時となっているか	—	1	—
10	4. (8)②	様式4-1(3)	提案	・ニーズがあれば、19時を超える延長保育が提案されているか	2	1	0
11	4. (8)③	様式4-1(4)	確認	・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか	—	1	—
12	4. (8)④	様式4-1(5)	確認	・(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか	2	1	0
13	4. (8)⑦	様式4-1(6) 園資料	確認	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されているか	2	1	0
14	4. (10)⑤ 4. (12)③	様式4-4(5)	確認	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか	2	1	0
15	4. (10)⑤ 4. (12)③	様式4-4(5)	確認	・苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているか	2	1	0
16	4. (3)	提出書類18	確認	・枚方市等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているか	2	1	0
小計							

A		B		C		D		E		F		G		合計	
甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
1. 応募法人の経営等に関する事項															
2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	0	2	12	13
2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	0	2	12	10
2	1	2	2	2	1	2	1	2	1	2	2	0	2	12	10
6	3	6	3	6	3	6	6	6	6	6	6	0	6	36	33
12	7	12	8	12	7	12	10	12	10	12	12	0	12	72	66
2. 保育所運営に関する事項															
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	1	0	2	12	10
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	1	2	2	2	1	1	2	2	2	1	2	0	2	10	12
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	8
2	1	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	9
2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	10
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	0	2	11	9
21	16	21	18	21	15	20	17	21	17	19	17	0	21	123	121

枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会 選考審査集計表<例>

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
3. 保育内容等に関する事項					19点		
17	4. (9)①	様式4-2(1)	確認	・保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか	2	1	0
18	4. (9)①	様式4-2(1)	提案	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているか	2	1	0
19	4. (9)②	様式4-2(2)	確認	・障害児保育に取り組んでいるか	2	1	0
20	4. (9)②	様式4-2(2)	提案	・障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているか	2	1	0
21	4. (9)③	様式4-2(3)	確認	・走谷保育所で提供していた給食を基本としているか ・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか	2	1	0
22	4. (9)④	様式4-2(4)	確認	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか	2	1	0
23	4. (9)⑤	様式4-2(5)	確認	・地域子育て支援事業等が予定されているか	2	1	0
24	4. (9)⑦	様式4-2(8)	提案	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、独自の企画提案がなされているか	2	1	0
25	4. (9)⑥	様式4-2(6)	確認	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか	—	1	—
26	4. (9)⑥	様式4-2(7)	提案	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか	2	1	0
小計							
4. 職員体制に関する事項					12点		
27	4. (6)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・法人代表者は、社会福祉事業に熱意と識見を持っているか	2	1	0
28	4. (7)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・施設長予定者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか	2	1	0
29	4. (10)①	様式4-3(1)	確認	・保育士配置基準は国・府基準等を遵守し、1歳児については5:1としているか	—	1	—
30	4. (10)②, ④	様式4-3(2)	確認	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか ・走谷保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか(※積極的であるか)	2	1	0
31	4. (10)③	様式4-3(3)	確認	・看護師の配置を予定しているか	—	1	—
32	4. (10)③	様式4-3(4)	提案	・病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定しているか	2	1	0
33	4. (10)⑥	様式4-3(5)	確認	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか	2	1	0
小計							

A		B		C		D		E		F		G		合計	
甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	0	2	11	8
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	0	2	11	13
2	1	2	1	2	2	2	1	2	1	1	2	0	2	11	10
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	8
2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2	0	2	11	13
2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	2	2	0	2	11	12
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	1	0	2	11	12
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	0	2	11	10
19	16	19	14	19	15	17	13	17	14	16	16	0	19	107	107
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	2	11	11
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	0	2	12	9
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	0	2	11	14
12	10	12	10	11	10	12	11	12	11	11	12	0	12	70	76

枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会 選考審査集計表<例>

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
5. 引継ぎに関する事項					16点		
34	4. (11)①	様式4-4(1)	確認	・必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているか	2	1	0
35	4. (11)②	様式4-4(2)	確認	・三者懇談会の設置が予定されているか	2	1	0
36	4. (12)①	様式4-5(1)	確認	・保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているか	2	1	0
37	4. (11)③	様式4-4(3)	確認	・1年前より年中行事等の参加(障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む)を予定しているか	2	1	0
	4. (11)④, ⑤		確認	・共同保育期間中の職員体制が確保されているか	2	1	0
	4. (11)⑥		確認	・共同保育期間中に個人懇談会が予定されているか	2	1	0
38	4. (11)⑦	様式4-4(4)	確認	・運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるか	2	1	0
39	4. (4)	プレゼンテーション	確認	・走谷保育所の保育を引き継ぐことについて、理解し、誠実に取り組もうとしているか	2	1	0
小計							
6. 保護者への対応に関する事項					6点		
40	4. (12)③	様式4-5(2)	確認	・保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか	2	1	0
41	4. (12)④	様式4-5(3)	確認	・現行より負担が増えることはないか	2	1	0
42	4. (12)⑤	様式4-5(4)	確認	・保護者の保育所見学に対し、協力的であるか	2	1	0
小計							
7. 保育所整備計画に関する事項					14点		
43	3. (3)①、③ 4. (8)⑥	様式5-1	確認	・新たな保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか	2	1	0
					(×2)	(×2)	(×2)
44	3. (3)②、③ 4. (8)⑥	様式5-2	確認	・仮設保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか	2	1	0
					(×2)	(×2)	(×2)
45	3. (3)①, ②, ③	様式5-1, 2	提案	・子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているか	2	1	0
46	3. (3)③	様式4-5(5)	確認	・路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場の借り上げなどが提案されているか	2	1	0
47	4. (12)⑦	様式4-5(6)	確認	・自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているか	2	1	0
小計							
総合計					100点		

A		B		C		D		E		F		G		合計	
甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	0	2	11	14
2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	0	2	9	9
2	2	2	2	1	1	2	1	2	2	1	2	0	2	10	12
2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	2	2	0	2	11	12
2	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	2	0	2	11	9
2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	0	2	11	13
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
16	14	14	13	14	12	15	13	14	13	14	16	0	16	87	97
2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	0	2	12	13
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	0	2	12	12
6	6	6	6	6	6	6	5	6	5	6	5	0	6	36	39
4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	4	14	16
4	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	0	4	12	16
2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	0	2	11	13
2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	0	2	11	14
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	8
14	8	10	9	10	9	10	9	6	9	10	9	0	14	60	67
100	77	94	78	93	74	92	78	88	79	88	87	0	100	555	573

今後のスケジュール(案)

資料11

(走谷野保育所)

9月24日	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	
日	月	火	水	木	金	土	
					第1回 選定審査会 1800~		
10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	
日	月	火	水	木	金	土	
				応募書類 配布開始			
10月8日	10月9日	10月10日	10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	
日	月	火	水	木	金	土	
					応募予定法人への 現地説明会& 見学会受付〆切		
10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	
日	月	火	水	木	金	土	
応募予定法人への 現地説明会&見学会							
10月22日	10月23日	10月24日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	
日	月	火	水	木	金	土	
			質問受付終了				
10月29日	10月30日	10月31日	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	
日	月	火	水	木	金	土	
			質問回答期限				
11月5日	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	
日	月	火	水	木	金	土	
	申請受付開始	← 申請受付期間 →					
11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	
日	月	火	水	木	金	土	
	申請受付終了	← 申請書類の整理 →					応募法人見学会照会
11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日	11月24日	11月25日	
日	月	火	水	木	金	土	
	← 申請書類の整理 →						
11月26日	11月27日	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日	
日	月	火	水	木	金	土	
			応募法人保育所見学 会申込〆切		第2回 選定審査会 書類審査	← 応募法人保育所 見学会(予定) →	
12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	
日	月	火	水	木	金	土	
	← 応募法人保育所見学会(予定) →						
12月10日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	
日	月	火	水	木	金	土	
						第3回 選定審査会 プレゼンテーション	
12月17日	12月18日	12月19日	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	
日	月	火	水	木	金	土	
予備日							
12月24日	12月25日	12月26日	12月27日	12月28日	12月29日	12月30日	
日	月	火	水	木	金	土	

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程
解釈・運用基準

枚方市

「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」解説

第1条 目的

第1条 この訓令は、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会等（審議会及び庁内委員会をいう。以下同じ。）の審議過程及び審議内容を明らかにするとともに、審議会等の公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

市の施策・計画の立案や行政運営の過程において重要な役割を果たしている審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開し、かつ、その会議録を開示することによって、市の政策形成に関する審議の過程を市民が知ることができるようにし、それによって、会議を公正に運営して市の政策形成を適正かつ民主的に行うことを目的とするものである。

これらの目的を達成することは、「公文書の公開」を定めた情報公開制度とともに、市民の意思を的確に反映した市民参加のまちづくりにも寄与するものである。

第2条 定義

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専門委員（地方自治法第174条に規定する専門委員をいう。）による協議会

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設置の根拠にかかわらず、市の重要な施策・方針の決定及び意思決定に当たり、その内容を審議し、及び意見を求めることを目的として設置される会議体

(2) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）に規定する庁内委員会

ロ イに掲げるもののほか、法令等（法令、条例又は規則をいう。以下同じ。）又は訓令その他の内部手続に基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体

- 1 対象とする会議は、法令、条例、規則、訓令、要綱等により、市長の求めに応じて特定の事項を審議、審査、調査又は調停等を行うため、設置された合議制の機関であって、市民、学識経験者等を委員として構成された附属機関等及び専門委員の種類ごとに設けられた協議会の会議並びに意思決定を行うために訓令、要綱、決裁に基づき開催する市職員で構成する庁内委員会等の会議とする。
- 2 会議において、全委員で構成する全体会議のほか、一部の委員で構成する専門部会等を設けている場合も対象とする。

第3条 会議の公開等

第3条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により非公開とされる場合
 - (2) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条の規定による非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
 - (3) 公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合
- 2 庁内委員会の会議は、非公開とする。

- 1 審議会の会議は、公開が原則となるが、審議、調査等の内容の中には、公開することによりプライバシーを侵害することとなるものなど、会議公開制度の下においても非公開が求められる場合がある。この規定では、このような会議公開原則の例外として非公開とすることができる会議の範囲を定めたものである。
- 2 第1号は、法令、条例又は規則において会議の非公開について特別の定めがある場合は、会議を公開しないこととしたものである。
- 3 第2号は、枚方市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第6条の

規定による非公開情報に該当すると認められる情報（①特定の個人が識別され得るもの、②法令等の規定により公開することができないもの、③法人等の正当な利益を害するもの、④国等との協力関係を著しく損なうもの、⑤公開しないとの約束の下に提供されたもの、⑥行政の意思形成に著しい支障が生じるもの、⑦事務事業の公正、適正な執行を著しく妨げるもの）を会議の案件とする場合について公開の場で審議することは、当該情報公開条例の趣旨に反する結果となるため、会議を公開しないこととしたものである。

なお、情報公開条例第6条の各号に該当するかどうかの解釈及び運用については、「枚方市情報公開条例の趣旨・解釈・運用」（「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引」を参照のこと。）による。

- 4 第3号は、審議の事項によっては審議会の会議を公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、そのような事態の発生を未然に防ぐため、会議を公開しないこととしたものである。
- 5 庁内委員会については、行政内部において職員が自由にかつ率直に検討する場を確保することや公開とした場合、行政機関の情報としては、未成熟なものが多種多様な情報として公になり、誤解や混乱が生じることなどを防止するため、非公開としたものである。

第4条 会議の公開等の決定

第4条 審議会の会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

- 1 審議会の会議の公開・非公開については、当該審議会の独立性、自主性を尊重する観点から、その会議の運営事項については各審議会が自ら定めるべき事項であり、会議の公開・非公開決定についても審議会が決定するものである。

なお、会議の公開・非公開の決定に際しては、前条の規定の趣旨を踏まえ、非公開とする場合は必要最小限の範囲とするよう努めるものとする。

- 2 会議を非公開とする場合においてその理由を明らかにすることとしている

のは、審議会が非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにしようするものである。

- 3 決定の時期については、原則として審議会の初回の会議において、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮って、以後の公開・非公開を一括して決定することとなる。

なお、2回目以降の会議で審議事項により公開・非公開とする場合は、その都度、会議に諮って決定するものとする。

第5条 公開の方法等

第5条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。
- 3 審議会は、当該会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定めるとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- 4 審議会は、当該会議に際して当該会議の次第、提出資料等を傍聴者の閲覧に供するよう努めなければならない。

- 1 会議の公開は、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより実施することを定めたものである。

また、会議の傍聴について、傍聴を認めることにより会議の円滑な運営が妨げられることのないよう必要な事項を定め、会議の秩序維持に努めることを定めたものである。

- 2 会議の傍聴は、概ね次のとおり行うものとする。
 - (1) 会議公開の実施目的から、傍聴席を確保するよう努める。
 - (2) 受付は原則として会議の当日に行い、受付方法は適宜の方法によることとする。また、傍聴定員を超えた場合でも、状況に応じてより多くの方が傍聴できるよう努めるものとする。
 - (3) 傍聴者の遵守事項は、次の「会議の傍聴要領（例）」を参考に、各審議会が定め、その内容を明記した文書の掲示により、傍聴者に周知を行う。
- 3 会議資料の内容が情報公開条例の非公開情報に該当するか否かは審議会の所管部署が判断し、当該審議会の会長又は委員長と協議して閲覧の是非を決定

するものとする。

- 4 閲覧に供された会議資料は、当該会議終了後に、所管部署が保管するものとする。
- 5 会議資料の交付については、原則として、情報提供又は情報公開の手続きにより対応するものとする。

第6条 会議開催の周知

第6条 審議会の所管部署（会議体の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。）は、その審議会の会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を所定の掲示板及び市ホームページに掲載することにより、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (6) 傍聴者の定員及び傍聴の手続
- (7) 所管部署の名称

- 2 審議会の所管部署は、公開する会議にあつては、前項に掲げる手段に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

- 1 会議開催のお知らせは、原則として別紙の標準様式のとおりとする。
- 2 所管部署は、公開、非公開にかかわらず、会議開催日の2週間前までに当該様式を2部作成し、1部を市役所別館1階の「審議会等の開催案内板」に掲示し、他の1部を総務部コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）に提出する。
- 3 コンプライアンス推進課は、提出された「審議会等の会議開催のお知らせ」を所定のファイルに綴じ込み、行政資料コーナーに配架する。
- 4 所管部署は、同様に会議開催の周知事項を市のホームページに「審議会情報管理システム」により掲載し、公開する会議については広報紙への掲載等により事前の周知にも努めるものとする。

第7条 会議録の作成

第7条 審議会等の所管部署は、当該会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、当該会議の終了後速やかに、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (10) 会議録の公表、非公表の別及び非公表理由
- (11) 傍聴者の数
- (12) 所管部署の名称

3 前項第7号の会議録の審議内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により記載しなければならない。

- (1) 審議会 審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録すること。
- (2) 庁内委員会 審議の概要をまとめ、審議の過程を明確にして記録すること。

1 審議会等は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議録を作成するものとする。

2 会議録の作成及び公表の方法、会議資料の取扱い等については、初回の会議に諮って決定するものとする。

3 会議録は、会議終了後、速やかに作成しなければならない。

4 会議録の標準様式は、別紙のとおりとする。ただし、これによることが適当でないときは、他の様式によることができる。

5 会議録の記載事項については、原則として第2項に規定した内容とし、審議内容の記載方法は、次のとおりとする。

- (1) 委員の発言内容については、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とし、審議の経過がわかるように作成する。

- (2) 庁内委員会については、審議の概要を課題別、時系列等にまとめ、最終的な決定、報告等に至る過程を事後的に検証できる範囲に整理することとする。
- 6 コンプライアンス推進課長は、必要に応じて会議録の記載事項について、会議録確定前に確認を行うことができるものとする。

第8条 会議録の公表

第8条 審議会等の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会等の会議に係る会議録（公表することを決定したものに限る。）を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載
- 2 前項第1号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議に提出した資料を添付しなければならない。
- 3 第4条の規定により、審議会の会議の非公開を決定した場合における当該会議録の公表方法については、当該審議会が決定するものとする。
- 4 第1項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

- 1 公開された審議会等の会議録については、原則公表することとなるが、非公開の審議会等についても、会議が行われる段階においては非公開事由があると認められるものの、少なくとも審議会等の終了後には、非公開情報の有無等を精査した上で、会議録の公表（全部公表・部分公表・非公表）について判断するものとする。
- 2 公表することとされた会議録について、審議会等の所管部署は、その写しをコンプライアンス推進課に提出するものとする。
提出された会議録は、行政資料コーナーにおいて閲覧に供する。
- 3 所管部署は、同様に市ホームページ上の「審議会等情報」での公表にもできる限り努めるものとする。
- 4 非公表とされた会議録に対して情報公開請求があったときは、情報公開条例の規定に基づき公開又は非公開の決定を行うものとする。

第9条 法令等に定めがある場合の取扱い

第9条 審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表について、法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

会議の公開等について、審議会等に係る法令、条例又は規則で別に定めがある場合は、その規定に基づいて当該会議を運営するものとする。

第10条 補則

第10条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この訓令に関する解釈、運用及び様式等については、別に定める「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の定めによるものとする。

附則

附 則 [平成20年11月20日訓令第22号]
この訓令は、公布の日から施行する。

別紙標準様式（第6条関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

年 月 日

会 議 の 名 称	
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分から
開 催 場 所	
案 件 名	
会議の公開、非公開の別 及び非公開理由	
傍 聴 者 の 定 員	人
傍 聴 の 手 続	
所 管 部 署 (事 務 局)	(電話)
そ の 他	

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
開 催 場 所	
出 席 者	
欠 席 者	
案 件 名	
提出された資料等の 名 称	
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	
傍 聴 者 の 数	人
所 管 部 署 (事 務 局)	

審 議 内 容

会議の傍聴要領（例）

傍聴手続

会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- 4 審議会の会長又は委員長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- 5 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

会議の秩序維持

傍聴者がこの遵守事項に違反していると認められる場合において、審議会の会長又は委員長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

枚方市条例第 40 号

枚方市情報公開条例

枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保有情報の公開（第4条－第13条）
- 第3章 救済手続（第14条・第15条）
- 第4章 情報の公開の総合的な推進（第16条）
- 第5章 雑則（第17条－第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「保有情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（第19条第1項において「官報等」という。）を除く。以下「公文書」という。）に記載され、又は記録されている情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

第2章 保有情報の公開

（公開請求権等）

第4条 次に掲げるもの（以下「公開請求権者」という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する保有情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そ

のものが有する利害関係に係る保有情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 公開請求権者の代理人は、当該公開請求権者に代わって同項の規定による請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

3 実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があった場合においても、次条から第12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする。

（保有情報の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。
 - ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。
 - ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

（部分公開）

第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に

含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができる。

(保有情報の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（第4条第1項第2号の法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開請求に係る保有情報の内容その他当該保有情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 公開請求権者の代理人は、公開請求をしようとするときは、前項の請求書を提出する際、当該代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る保有情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出がないと認めるときは、速やかに、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、次に掲げるいずれかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をする旨の決定
- (2) 当該公開請求に係る保有情報の一部の公開をする旨の決定
- (3) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をしない旨の決定
- (4) 第8条の規定による公開請求を拒否する旨の決定
- (5) 公開請求に係る保有情報を保有していないため公開をすることができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長す

ることができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（公開決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、その内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該公開決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者（当該公開請求者が公開請求権者の代理人である場合にあっては、当該公開請求権者）以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、公開決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、公開請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第5条第1号ロ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を第7条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と公開を行う日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書（第15条第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに公開を行う日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有情報の公開を行わなければならない。

2 保有情報の公開は、次の各号に掲げる保有情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画に記載されている保有情報 保有情報が記載されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記載されている保有情報 保有情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有情報の公開を行うことにより、公文書を汚損

し、又は破損するおそれがあるとき、第6条の規定による保有情報の公開を行うときその他相当の理由があると認めるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有情報の公開を行うことができる。

(手数料等)

第13条 保有情報の公開に係る手数料は、次に定めるとおりとする。

(1) 公開請求 無料

(2) 公開申出 1件につき300円

2 公開請求者又は公開申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項第2号又は第3項（第4条第3項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する方法により公開を行うことによって交付することとなるものを含む。以下同じ。）の交付により保有情報の公開を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問等)

第15条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第13条第2項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

(2) 公開請求者が前号に掲げる者でない場合にあつては、当該公開請求者

(3) 当該審査請求に係る保有情報の公開について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあつては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

(2) 審査請求に係る第10条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報の公開の総合的な推進

第16条 実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

（市長の調整）

第17条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

（出資法人への要請）

第18条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

（指定管理者の情報公開）

第19条 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例で定めるところにより行う業務に関し、その従業者が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該指定管理者の従業者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの（官報等を除く。）に記載され、又は記録されている情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する情報であつて実施機関が保有していないものについて公開の求めがあつたときその他必要があると認めるときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、当該情報が記載され、又は記録された文書、図画又は電磁的記録を実施機関に提出するよう求めるものとする。

（運用状況の公表）

第20条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

（他の制度との調整）

第21条 第2章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手續が定められている保有情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第2章の規定は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報については、適用しない。

（検索資料の作成等）

第22条 実施機関は、保有情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 [平成29年9月13日公布]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市情報公開条例第2章の規定は、平成30年3月31日までの間、保有情報のうち、改正前の枚方市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

3 この条例の施行前にされた改正前の枚方市情報公開条例第5条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による申出については、それぞれ公開請求及び公開申出とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前の枚方市情報公開条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市情報公開条例中これらに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

5 枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（平成9年枚方市条例第23号）」を「（平成29年枚方市条例第40号）」に改める。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

6 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報」を「（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報」に改める。

別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審査会の項中「第10条第1項」を「第14条」に改める。

(枚方市保健所運営協議会条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報」を「（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報」に改める。

(1) 枚方市保健所運営協議会条例（平成25年枚方市条例第39号）第8条第1項第1号

(2) 枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第8条第1項第1号

(3) 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例（平成26年枚方市条例第36号）第7条第1項第1号

(4) 枚方市スポーツ推進審議会条例（平成28年枚方市条例第3号）第8条第1項第1号

(5) 枚方市上下水道事業経営審議会条例（平成28年枚方市条例第4号）第8条第1項第1号